

_____（以下「生徒」という。）とstudio LAVISH 代表 天貝優汰（以下「本教室」という。）とは、次の通り合意（以下「本合意書」という。）します。

第1条 （レッスン受講）

1. 本教室は、本合意書に定める条件に従ってレッスンを提供し、生徒はこれを受講します。
2. レッソンの内容、時間帯、期間、方法その他具体的詳細については、本教室のwebサイト、通知、その他方法により本教室が定めます。

第2条 （未成年等の場合の合意）

1. 生徒が未成年、その他行為能力が制限される場合は、保護者、後見人、その他正当な権限を有する者（以下「保護者」といいます。）が本合意書に同意する必要があります。
2. 保護者は、本合意書で生徒が負担する債務を、連帯して保証するものとします。

第3条 （料金）

1. 本教室は、別にレッスン料金を定め生徒に通知します。本教室が定める方法に従ってレッスン料金を支払って下さい。
2. 支払いに手数料がかかる場合は、生徒及び保護者の負担とします。
3. 料金の支払いがされない場合は、レッスンの受講を認めず、契約を解除しその後本教室の利用を認めない場合があります。

第4条 （禁止事項）

生徒は、次の各号に定める行為が禁止されます。

- (1) 本合意書の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
- (4) 第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 本教室の業務を妨害する行為
- (6) 公序良俗に反する内容情報、文書及び図形等を他人に公開する行為
- (7) その他教室が不適切と判断する行為

第5条 （事故等への対応）

1. 本教室は、レッスン及び本教室内での不可避な怪我、事故、それに関する事項（以下「事故等」といいます。）が生じた場合のために、スポーツ保険に加入することができます。
2. 本教室は、事故等が生じた場合、速やかに病院に連絡した上で処置することを努めます。
3. 前項の処置は専門的かつ適切な処置を保証するものではありません。
4. 本教室は、事故等が発生した場合は、その事故等が本教室（スタッフを含みます。）及び生徒の故意又は過失を問わず、スポーツ保険の範囲内で責任を負うものとし、その範囲をこえて責任を負わないものとします。

第6条 （所持品の管理）

1. 生徒の所持品は生徒が管理しなければならないものとします。

2. 本教室は所持品の紛失、盗難、その他問題について適切な処置を努めますが、一切の責任を負わないものとします。

第7条 （生徒間の問題）

本教室は、生徒間の問題については一切関与せず、責任を負わないものとします。

第8条 （生徒の責任）

1. 生徒が故意又は過失で本教室、他の生徒に損害を生じさせた場合（本教室の施設の破損も含みます。）は、生徒及び保護者はその賠償をする義務を負います。
2. 賠償の内容及び方法は協議の上で定めるものとします。

第9条 （個人情報保護）

本教室は、本合意に関して知り得た生徒及び保護者の開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいいます。）その他すべての情報を善意なる管理者の注意をもって取り扱い、事前に同意を得ることなく、目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供したりしません。

第10条 （準拠法・合意管轄）

本合意書は日本法に基づき解釈されるものとし、生徒と本教室間の協議によっても、本合意書に関する紛争が円滑に解決できない場合は、生徒及び教室は、本教室を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとします。

本合意書の成立を証するために本書2通を作成し、生徒本教室記名捺印の上、各1通を保持する。

年 月 日

（署名欄）

生徒

氏名 _____

住所 _____

保護者名 _____ 印

本教室

〒300-0034 茨城県土浦市港町1-4-22ハーバープラザ土浦5F

studio LAVISH 代表 天貝 優汰 印